

保護者 様

愛知県立高浜高等学校長

出席停止の取扱いについて

下記の感染症に罹患した場合は、学校保健安全法第 19 条に基づき出席停止になります。医師の登校許可が出ましたら、保護者の方で「登校許可証明書」（きりとり線以下）を記入していただき、領収書又は薬の説明書等の写し(原本も可)を添付のうえ学校に御提出ください。

学校において予防すべき感染症の種類は次のとおりです。

	病 名
第 1 種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、鳥インフルエンザ（H5N1）
第 2 種	インフルエンザ（鳥インフルエンザ H5N1 を除く）、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、結核、髄膜炎菌性髄膜炎、新型コロナウイルス感染症
第 3 種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症

- ※ 1 出席停止の期間は感染症の種類に応じて基準が定められています。医師に指示された期間は、感染予防のため自宅で療養してください。
- ※ 2 インフルエンザの出席停止期間は、発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまでです。
- ※ 3 新型コロナウイルス感染症の出席停止期間は、発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまでです。

----- きりとり線 -----

令和 年 月 日

登校許可証明書

愛知県立高浜高等学校長 殿

年 組 番 氏名

・病 名 ()
・出席停止期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
・医療機関名 ()

上記の感染症に罹患しておりましたが、医師より登校許可が出ましたので、報告します。

保護者名 印